

## 熊本県立劇場舞台管理運営業務委託仕様書

この仕様書は、熊本県立劇場における舞台設備、照明設備、音響設備及び映像設備の管理運営業務の概要を示すものであり、この仕様書に記載のない事項であっても当該業務遂行上、当然に必要とする事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務の場所、内容及び委託期間

#### (1) 場所

熊本県立劇場及び公益財団法人熊本県立劇場(以下「委託者」という。)の指定する場所

#### (2) 熊本県立劇場舞台設備の概要

##### ① 舞台機構設備

コンサートホール	(森平舞台機構株式会社製) ・絞り緞帳 ・美術バトン 1本 ・オーケストラひな段迫り 3列
演劇ホール	全電動式吊物機構(森平舞台機構株式会社製) ・美術バトン、一文字バトン、袖幕バトン 39本 可変速 最大 120cm/S ・引き割り幕、バック幕 5列 ・オペラカーテン 昇降・開閉・絞り ・その他吊物 緞帳、暗転幕、東西幕 ・ライトブリッジ 1列(サスペンションライト/ボーダーライト各 1列含む) ・サスペンションライト 4列 ・ボーダーライト 3列 ・中アッパー水平ライト1列 ・アッパー水平ライト 1列 迫り機構(三精テクノロジーズ社製) ・オーケストラピット ・本迫り(3分割) ・大迫り

##### ② 舞台照明設備

コンサートホール	・調光卓:プリティナメガ(丸茂電機株式会社製) プリセットフェーダー60本×3段 サブマスターフェーダー 20本 ・シャンデリア 10基 ・1フロントサイドライト 4台×3色 ・2フロントサイドライト 4台×3色 ・3フロントサイドライト 6台×2色 ・シーリングライト 8台×4回路 ・センタースポットライト 2kw×2台
演劇ホール	・調光卓:マリオネットZ(丸茂電機株式会社製) プリセットフェーダー120本×3段、360×1段 サブマスターフェーダー 40本、メモリーシーン1,000ページ ・サスペンションライト 5列 ・ボーダーライト 4列 ・1フロントサイドライト 4台×3色 ・2フロントサイドライト 4台×3色 ・3フロントサイドライト 4台×3色 ・1シーリングライト 1kw 40台×20回路 ・2シーリングライト 1.5kw 24台×12回路 ・センタースポットライト 2kw×4台

### ③ 舞台音響設備

コンサートホール	・音響調整卓 YAMAHA CS-R3 ・プロセニアムスピーカー d&b社製 1台 ・サイドスピーカー d&b社製 各1台 ・ステージスピーカー d&b社製 6台
演劇ホール	・音響調整卓 YAMAHA CSD-R7 ・プロセニアムスピーカー d&b社製 3台 ・サイドスピーカー d&b社製 各1台 ・ステージスピーカー d&b社製 4台 ・ウォールスピーカー d&b社製 10台 ・シーリングスピーカー d&b社製 6台

### (3) 主な業務内容

- ① 熊本県立劇場コンサートホール及び演劇ホール(以下「ホール」という。)における舞台設備、照明設備、音響設備及び映像機器の設営、操作、管理(以下「舞台管理」という。)
- ② 委託者が企画する文化事業における舞台管理
- ③ 熊本県立劇場の施設利用に関する利用者(以下「ホール利用者」という。)との打ち合わせ
- ④ その他舞台管理に必要な業務

### (4) 委託期間

令和 6(2024)年 4 月 1 日から令和 9(2027)年 3 月 31 日まで(3 年間)

## 2 委託業務実施要領

受託者は、次の要領により業務を行う。

### (1) 業務体制

- ① 受託者は、舞台管理を行う技術者(以下「従事技術者」という)を配置し、業務を円滑に実施できる体制を整えること。
- ② 従事技術者については、6 ポスト(舞台、照明、音響)を基本とし、委託者と調整をしながら体制を構築すること。
- ③ ホール利用日には、舞台、照明、音響の基本3名の従事技術者を熊本県立劇場又は委託者の指定する場所に配置し、委託者と事前協議のうえ必要に応じて従事技術者を配置すること。

### (2) 業務時間及び業務日

- ① 業務時間 原則として午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。  
ただし、委託者の判断により延長または短縮する場合がある。
- ② 業務日 通年。ただし、下記を除く。  
ア 熊本県立劇場の休館日(12月29日から翌年1月3日まで)  
イ 上記以外に年間24日程度の臨時休館日  
ウ 工事等に伴う臨時休館日

### (3) 現場責任者の配置及び従事技術者の要件等

受託者は、次に定める要件を備えたものを配置すること。

#### ① 現場責任者

舞台管理の実務経験が 10 年以上あり、業務の内容判断ができる技術力、また対外交渉能力を有するものとする。また、現場責任者は、従事技術者の統括及び指揮を行い、主たる業務の場所を熊本県立劇場に置くものとする。なお、不在の場合は、代理を立てること。

## ② 従事技術者

舞台管理に関する知識を有し、公益社団法人日本照明家協会照明技術者技能認定 2 級以上、厚生労働省技能検定舞台機構調整技能士(音響)2 級以上のいずれかの資格を有するか、公立文化施設における舞台管理の実務経験が 3 年以上あるものとする。

## (4) 会社概要、現場責任者及び従事技術者の名簿等の提出

受託者は、会社概要、舞台管理の業務実績、現場責任者及び従事技術者の従事年数、諸資格を記した書類を応募時に委託者に提出するとともに、応募に参加するための資格確認を得るものとする。また、変更が生じた際は、速やかに上記書類を提出すること。

## (5) 従事技術者の交代または契約の解除

- ① 受託者は、従事技術者に事故があったときは、速やかに交代要員を配置すること。
- ② 委託者は、受託者が配置する従事技術者が著しく不相当と認めた場合、受託者に対してその理由を説明したうえで、当該従事技術者の交代を要求、または契約を解除することができる。

## 3 委託業務内容

### (1) ホール利用があるときの業務

- ① 舞台設備、照明設備、音響設備及び映像機器の技術操作、管理業務を行うこと。
- ② 持ち込み機材の搬入・搬出並びに舞台設営・公演運営に関して、安全管理や必要に応じて利用者へ助言を行うこと。
- ③ ホール利用者が使用する舞台設備、照明設備、音響設備及び映像機器に関する附属設備の確認を行い、委託者の定める様式（附属設備使用料計算書）により、すみやかに委託者へ報告すること。
- ④ 舞台設備及び備品等の原状回復を行うこと。なお、ホール利用者が原状回復を行う場合には、必要に応じて助言や監督を行うこと。
- ⑤ ホール利用終了後の火気、戸締まりの点検を行うこと。
- ⑥ 発災時は、委託者が定める自衛消防隊の一員として、初期消火、利用者の安全確保や避難誘導等を行うこと。

### (2) ホール利用がないときの業務

- ① ホール利用者との事前打合せに立会い、必要に応じて助言・指導等の補助を行うこと。
- ② 舞台設備、照明設備、音響設備及び備品等を常時良好かつ安全な状態で使用できるよう保守点検、整備、修理ならびに清掃を行うこと。
- ③ 熊本県立劇場の館内及び敷地内を良好に保てるよう清掃、修理等に協力すること。
- ④ 専門業者による舞台設備の保守点検や工事については、委託者の指示により立ち会うこと。
- ⑤ 舞台設備、照明設備、音響設備及び備品等の管理については、常に業務の改善に努めるとともに、委託者と協議のうえ行うこと。
- ⑥ ホール利用者の視察については、案内や説明を行うとともに必要に応じ適切な助言を行うこと。
- ⑦ ホール利用者及び外部関係業者との相互協力に努めるとともに、サービス向上にも努めること。

### (3) その他の業務

- ① 委託者が行う文化事業について、舞台技術者の立場から制作に助言、協力し、必要に応じてプランニング、オペレーションを行うこと。

- ② 委託者が実施する舞台技術に係る各種研修や研修生の受け入れ等に関し、必要に応じて資料作成等を行い、また舞台上での実地研修でも必要な補助を行うこと。

#### (4) 報告等

- ① 現場責任者または代理者は、業務に従事した業務実施状況についての報告書(日報)を都度作成し、すみやかに委託者に提出すること。
- ② 事故や設備機器等の故障が発生した場合には、ただちに従事技術者は、現場責任者または代理者に報告のうえ、すみやかに事態収拾に努めるとともに、委託者に口頭で報告した後、書面にて報告書を提出すること。

#### 4 諸法規の遵守

受託者は、管理業務を実施する場合、必要な諸法規を遵守するものとし、その適用及び運用は、受託者において円滑に行わなければならない。

#### 5 研修・教育等

受託者は、委託業務の遂行にあたり、現場責任者及び従事技術者に対し、利用者及び来館者に不快感を与えない身だしなみ、親切丁寧な言葉使いや対応の仕方等を指導し、教育すること。  
また、現場責任者及び従事技術者は、委託者が実施する必要な防災訓練・研修等を受講しなければならない。

#### 6 業務従事者の心得

##### (1) 安全確保

- ① 業務の実施に当たっては、常に誠実かつ安全確保に万全を期するとともに、法令で定められた安全管理を遵守すること。
- ② 本業務は舞台催事の成否に直結する重要な業務であることから、業務実施に伴う危険性を認識し、ホール利用者の期待に応えるよう技術者として最善を尽くすとともに、業務の安全確保に努めること。

##### (2) 誠実かつ正確な業務執行

現場責任者及び従事技術者は、誠実かつ正確に業務を行うとともにホール利用者及び関係者に対して親切丁寧を旨とし、不快の念を抱かせない言動に努めること。

##### (3) 金品の不収受

現場責任者及び従事技術者は、委託業務中にホール利用者等からいかなる金品も収受してはならない。

##### (4) 服務

公共の劇場であることを考慮し、業務の実施に当たっては、委託者が指定する制服を着用し、常に清潔に保つこと。

##### (5) 交通費の支弁について

委託者の指定する業務場所が熊本市外の場合は、その出張に要する交通費等を委託者の規定により支払うものとする。

## 7 業務の再委託

受託者は本業務の全部を再委託してはならない。ただし、業務の一部について、自社での対応が困難な場合は、事前に委託者と協議のうえ、2(3)の従事技術者の要件等を満たす、又は同等の技術を持つ業者に再委託することができる。この場合、受託者の責任において、再委託先の業務管理を行うこと。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項については、委託者、受託者間で協議のうえ定めるものとする。
- (2) 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度協議を行うものとする。